

区長報告第四号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定による昭和四十三年三月十八日港区議会議決（訴訟、和解および損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について）に基づき、損害賠償額の決定を平成三十年五月二十三日次のとおり処分したので、同法同条第二項の規定に基づき報告する。

平成三十年六月十三日

港区長 武井雅昭

記

一 件 名	二 損害賠償額
清掃車の交通事故に係る損害賠償	三十九万六千八百二十四円